

出張理容・美容について

理容・美容行為は理容師・美容師でなければ施術することができません。
さらに、理容師・美容師であっても保健所の確認を受けた理容所・美容所でなければ施術することができません。

ただし、次のような場合には理容所・美容所以外の場所でも施術することが認められています。



1 理容所・美容所以外で理容・美容行為ができる場合

- ① 疾病その他の理由※ により、理容所・美容所に来ることができない方
- ② 留置施設、拘置所、刑務所等に収容されている方
- ③ 社会福祉施設等に入所している方
- ④ 婚礼その他の儀式に参列する方(その儀式の直前に行うものに限る。)
- ⑤ 災害等により避難所等に避難している方

⇒ **①から③ に該当する場合は、あらかじめ届出を行ってください。**

※ 「疾病その他の理由」に含まれるもの(平成 28 年 3 月 24 日付 厚生労働省通知の抜粋)

・ **骨折、認知症、障害、寝たきり等の介護が必要な状態の方**

(その状態の程度や家族等からの援助の受けやすさ、移手段の確保のしやすさなどから理容所・美容所に来ることが困難である。)

・ **自宅などにおいて、乳幼児の育児や重度の介護を要する状態にある高齢者などの介護をしている方**

(その他の家族の援助や行政などによる育児又は介護サービスを利用することが困難であり、残して理容所・美容所に行った場合に生命や身体の安全性を確保することが困難である。)

2 提出書類

- ① 理容師美容師出張業務開始届
- ② 結核、感染性の皮膚疾患の有無に関する医師の診断書※
- ③ 理容師・美容師免許証の写し※

(窓口で原本確認をしますので**原本**もご持参ください。)

※ ②と③については岡山県内の理容所・美容所に現在従業者登録している方は省略することができます(所管する保健所で確認できた場合)。

3 衛生管理など

作業環境や携行品などの管理については「岡山市理容師及び美容師の出張業務に係る指導指針」に基づいて行ってください。

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 保健福祉会館2階

岡山市保健所 衛生課 環境衛生係

電話：086-803-1258 (直通)

平成28年4月